

### 特定施設の規制基準

騒音規制法	時間区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	昼間	7:00～20:00	50dB	60dB	65dB	70dB
	朝・夕	5:00～7:00 20:00～22:00	45dB	50dB	60dB	65dB
	夜間	22:00～ 翌日の5:00	40dB	45dB	50dB	55dB

振動規制法	時間区分		第1種区域	第2種区域
	昼間	7:00～20:00	60dB	65dB
	夜間	20:00～ 翌日の7:00	55dB	60dB

備考 騒音に係る第1種区域及び振動に係る第1種区域以外のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定子ども園の敷地の周囲50メートルにおける当該基準については、上記各欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

### ～用途地域との対応～

騒音規制法			
第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 用途以外	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域

振動規制法	
第1種区域	第2種区域
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 用途以外	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域